

香芝市不当要求行為等への対策に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月9日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第44号

香芝市不当要求行為等への対策に関する規則の一部を改正する規則

香芝市不当要求行為等への対策に関する規則（令和7年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長」を「並びに教育委員会事務局教育部長の職にある者」に改め、同条第3項中「置き、副市長の職にある者をもって充てる」を「置く」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「連絡会議の招集に当たり必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席」を「必要があると認めるときは、会議に連絡会議の構成員以外の者を出席させ、意見又は説明」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「連絡会議は、必要に応じて会長が」を「連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて」に、「連絡会議を」を「会議を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 会長は、副市長の職にある者をもって充て、会務を統括する。

第4条の見出しを「（所掌事項）」に改め、同条中「は、次の事項をつかさどる」を「の所掌事項は、次のとおりとする」に改める。

第6条第2項中「連絡会議」を「会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。